



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 潔  
コ ー ド 番 号 6709 (東 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 坂 卷 伸 幸  
(TEL 0270-32-1111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の員数を、合理的な水準に改めるため、現行定款第 18 条の取締役の員数を 20 名以内より 10 名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員<sup>1</sup>の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 26 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 36 条(社外監査役との責任限定契約)の一部をそれぞれ変更するものです。

なお、本議案のうち当社現行定款第 26 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 17 条 (条文省略)	第 1 条～第 17 条 (現行どおり)



現行定款	変更案
<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は <u>20</u> 名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 27 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 37 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 27 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 37 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

以上